

経済学部A方式Ⅱ日程・社会学部A方式Ⅱ日程  
スポーツ健康学部A方式

## 3 限 選 択 科 目 (60分)

科 目	ページ	科 目	ページ
政治・経済	2～17	日 本 史	18～35
世 界 史	36～53	地 理	54～61
数 学	62～63		

## 〈注意事項〉

1. 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。
2. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
3. 試験開始後の科目の変更は認めない。
4. 数学は以下の注意事項に従うこと。
  - ・ 解答用紙の所定の欄に受験学部を○で囲むこと。
  - ・ 解答はおもて面と裏面の所定の位置に記入すること。
  - ・ 解答を導く途中経過も書くこと。
  - ・ その他、解答用紙に記載された指示にしたがい解答すること(この指示どおりでない場合は採点の対象としない)。
  - ・ 定規、コンパス、電卓の使用は認めない。
5. マークシート解答方法については以下の注意事項を読みなさい。

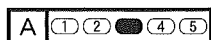
## マークシート解答方法についての注意

マークシート解答では、鉛筆でマークしたものを機械が直接読みとって採点する。したがって解答はHBの黒鉛筆でマークすること(万年筆、ボールペン、シャープペンシルなどを使用しないこと)。

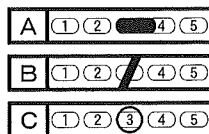
## 記入上の注意

1. 記入例 解答を3にマークする場合。

(1) 正しいマークの例



(2) 悪いマークの例



枠外にはみださないこと。

○でかこまないこと。

2. 解答を訂正する場合は、消しゴムでよく消してから、あらためてマークすること。
3. 解答用紙をよごしたり、折りまげたりしないこと。
4. 問題に指定された数よりも多くマークしないこと。

## (政 治 ・ 経 済)

〔 I 〕 次の文章は、わが国における公害と住民運動との関わりに触れた『環境白書(平成4年版)』の一部分である(ただし設問の都合上、一部語句の変更や補足、省略がある)。これを読んで下記の問いに答えよ。

我が国の環境問題、特に公害問題の歴史の中で、住民運動は大きな役割を果たした。激化する環境破壊によって財産<sup>(1)</sup>や身体に被害が及ぶようになり、自らの権利を守るべく、地域住民等は、団結して様々な運動を起こしていった。特に、昭和30年代以降の  公害が著しかった時には、大気汚染、重金属による水質汚濁等により健康被害などを被った地域住民は、工場に対する直接行動を起こし、あるいは、これが成果を取めない場合には裁判<sup>(2)</sup>に訴えたり、行政庁や議会に  するなど被害の救済や権利の回復を求めた。

(一中略)住民団体の結成の端緒を見ると、①発生した公害に対する防止対策や補償を求め結成されたもの、②公害発生のおそれのある工場進出等に対する反対運動として結成されたもの、③生活環境の美化など市民の意識啓発を目的として結成されたものがあつたが、①及び②の類型に属するものが特に多かつた。行政的な対策が未成熟の段階では、国民の権利は自らが守るしかなく、住民運動<sup>(3)</sup>で工場の進出が阻止されたり、公害裁判で被害者である住民側が次々と勝訴するなどして公害行政に大きな影響を与えた。

<sup>(4)</sup>(一中略)昭和38年から昭和39年にかけて三島・沼津地域で起こつた石油コンビナート建設反対運動は、結果として、コンビナート計画を中止させ、地域開発政策に一つの転機をもたらした。また、昭和47年の  公害裁判の判決では、コンビナート各企業に対し、1)共同不法行為責任の成立を認め、2)企業は、危険のあることを知り得る汚染物質の排出については、経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないとする旨の判断が示された。この訴訟は、他のいわゆる4大公害訴訟のうちの他の訴訟(熊本水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病)がいずれ

も一つの企業が重金属を排出した結果生じた公害を問題にしたものであるのに対し、コンビナートを形成している多数の工場からの排出による公害が問題とされた最初の訴訟であり、しかもばい煙による公害という全国各地に見られる公害が訴訟として裁かれた点で注目を集めた。この裁判における原告側勝訴の判決により、各地で公害による損害賠償問題が大きく取り上げられる情勢となった。

企業の側でも、昭和47年の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正により D 制度が導入されたことを考え併せて、補償を巡る問題の迅速な解決が必要であるとの認識が持たれるようになり、行政上の救済制度の成立が求められるまでになった。こうした状況を背景にして、公害患者に対する民事責任を踏まえた行政救済制度として、昭和48年に「公害健康被害補償法」が制定された。

しかしながら、公害により失われた生命、健康は、事後的な救済によって取り戻せるものではなく、公害による被害を発生させないような十分な対策を定める法律や条例の制定を求める気運が高まっていった。他方では、こうした観点から、裁判の上でも、交通施設の新設や地域開発に伴う公害や自然破壊を懸念し、これら事業の差し止めを求める訴訟も数多く提訴されたが、これまでの訴訟では、例えば、差し止め請求自体が不適法として却下されたり、請求権は認められても、要件を極めて厳格に解し、生活妨害、睡眠妨害等の身体的被害を伴わない日常生活上の被害では足りないとして請求が棄却されたりして住民側の敗訴に終わっている。

このような状況も一つの要因となり、環境破壊の未然防止は、住民が個人的な権利の侵害を予防するために起こす個々の訴訟行為によるのではなく、環境破壊を防ぐための事前調査を行ったり、その結果を事業決定に当たって考慮するなど内容をとする環境影響評価<sup>(6)</sup>をもって行うべきとの認識が高まり、その制度化が求められるようになった。

## 政治・経済

問1 文中の下線(1)に関する記述で適切でないものを、次の選択肢ア～エの中から二つ選び、その記号をマークせよ。

- ア 日本国憲法では第29条第1項で、財産権について「これを侵してはならない」と規定して、財産権を保障している。
- イ 財産権は市民革命期の「フランス人権宣言」では「神聖で不可侵の権利」であるとされてはいたが、公の必要性が明白にそれを要求する場合は正当な補償なしでこれを収用することができる」とされていた。
- ウ 現在、我が国では「土地収用法」や「農地法」など幾つかの法律により実質的に財産権の制限がなされているが、日本国憲法では、社会、公共の福祉のためには財産権も制限されうることが示されている。
- エ 日本国憲法は「精神の自由」、「人身の自由」、「経済の自由」という大別して3つの自由権を保障しているが、財産権の不可侵ならびに居住・移転および職業選択の自由の規定は、共に「人身の自由」にのみあたるものである。

問2 文中の空欄  にあてはまる最も適切な語句を、次の選択肢ア～エの中から一つ選び、その記号をマークせよ。

- ア 都市                      イ 生活                      ウ 産業                      エ 社会

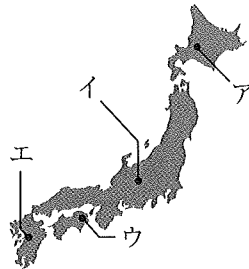
問3 文中の下線(2)に関する記述で最も適切なものを、次の選択肢ア～エの中から一つ選び、その記号をマークせよ。

- ア 裁判所がおこなう裁判には民事裁判と刑事裁判があるが、ともに罪を犯したと思われる者(被疑者)を被害者が起訴することで開始される。
- イ 行政機関による行政上の措置決定に不服がある場合、行政訴訟(行政裁判)を起こすことが可能であるが、この審理は通常の裁判所とは異なる行政裁判所でおこなわれる。
- ウ 我が国では現在、原則として3回まで裁判を受けることが可能な三審制をとっているが、新証拠や新証人が発見された場合には、確定した判決についても裁判のやり直しを請求する特別抗告がある。
- エ 日本国憲法では第78条で、裁判官の懲戒処分は行政機関がおこなうことができないことを定めている。

問4 文中の空欄 B にあてはまる最も適切な語句を、次の選択肢ア～エの中から一つ選び、その記号をマークせよ。

- |            |      |
|------------|------|
| ア 団交(団体交渉) | イ 争議 |
| ウ リコール     | エ 陳情 |

問5 文中の下線(3)に関連して近年注目されるものに、地域住民による「住民投票」がある。下の地図の記号の中で、2000年に河川の可動堰建設を争点として条例に基づく住民投票がおこなわれた地方自治体の位置として最も適切なものを、次の選択肢ア～エの中から一つ選び、その記号をマークせよ。



問6 文中の下線(4)に関連して、行政の民主化や行政府の活動の適正化を図る目的から、国民からの苦情を受け行政機関から独立した立場で行政活動に関する調査および改善勧告をおこなう制度が川崎市や札幌市などの地方自治体に設置されている。この制度の名称として最も適切な語句を、次の選択肢ア～エの中から一つ選び、その記号をマークせよ。

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| ア 公聴会   | イ 行政監察官(オンブズマン) |
| ウ 監査委員会 | エ 行政委員会         |

問7 文中の空欄 C にあてはまる最も適切な語句を、次の選択肢ア～エの中から一つ選び、その記号をマークせよ。

- |      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| ア 尼崎 | イ 川崎 | ウ 四日市 | エ 倉敷 |
|------|------|-------|------|

政治・経済

問8 文中の下線(5)に関する記述で適切なものを、次の選択肢ア～エの中から二つ選び、その記号をマークせよ。

ア 公共事業の実施により、私有の財産を収用されるなど財産の損失を被った国民は「国家賠償請求権」にもとづき損害賠償を請求できる。

イ 公務員の違法行為などで損害を受けた国民が、国や地方自治体に損害賠償を請求できる権利が「損失補償請求権」である。

ウ 刑事事件の裁判で無罪の判決を受けた者が、その者が受けた拘束または刑の執行による損失の補償を国に対して請求できる権利が「刑事補償請求権」である。

エ 公害健康被害補償法は「汚染者負担の原則」の考え方に基づき、公害をもたらした企業が損害を補償することが規定されている。

問9 文中の空欄  にあてはまる最も適切な語句を、次の選択肢ア～エの中から一つ選び、その記号をマークせよ。

ア 有限責任      イ 無過失責任      ウ 過失責任      エ 製造物責任

問10 文中の下線(6)に関する記述で適切でないものを、次の選択肢ア～エの中から一つ選び、その記号をマークせよ。

ア わが国では1997年に環境影響評価(環境アセスメント)法が制定され、対象事業については、評価実施が義務付けられている。

イ 環境影響評価(環境アセスメント)法では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所など、大規模かつ環境影響の程度が著しいものとなる可能性がある事業について、環境影響評価を事業者と地方公共団体が各々おこなうものと規定されている。

ウ 国による環境影響評価(環境アセスメント)法の制定以前に、川崎市では全国に先駆けて環境アセスメント条例を制定した。

エ 環境影響評価(環境アセスメント)法では、事業者が実施する調査において事前に一般住民や地方公共団体の意見を聴取する手続きが定められている。

## 〔Ⅱ〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

近年、企業が法律や規則を守ることを意味するコンプライアンスが声高に叫ばれている。企業をとりまく法律や規則には、民法、商法、不正競争防止法、労働基準法、消費者基本法などさまざまなものがあり、また、消費者への情報公開や職場環境の改善、企業倫理についても厳しく求められるようになってきている。

この背景には、利益を最優先させた企業の倫理観の欠如がある。日本では、食品の賞味期限の改ざん・産地の偽装や自動車の欠陥隠し、企業の合併・買収<sup>(1)</sup>に絡んだ粉飾決算やインサイダー取引、巨額の損失を長期にわたって隠蔽するといった不祥事が相次いだ。企業は不祥事が相次いだことによって、社会的に信用を取り戻す必要性が高まった。その中で、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility, 以下 CSR)<sup>(2)</sup>の重要性が叫ばれ、多くの人々に認知されるようになった。

相次ぐ不祥事を受けて、2004年には  が成立し、内部通報の窓口を置く企業も増えている。企業が社内の不正やミスに対して適切に監視し、処理するしくみ(内部統制)を構築することが、重要になっている。また、2010年には、社会的責任に関する規格である  が発行された。これは、企業を含めたあらゆる組織が社会的責任とは何かを理解し、それを実践していくための文書である。この中で、企業が社会的責任を果たすためには、株主・消費者・地域・従業員などのさまざまな  との関わりあいを重視すべきことが書かれている。

また近年では、CSRの取り組みを後押しする考え方である社会的責任投資<sup>(3)</sup>(Socially Responsible Investment, 以下 SRI)も注目を集めている。

また企業不祥事の増加に伴い、コーポレート・ガバナンス<sup>(4)</sup>の重要性も同時に叫ばれるようになってきている。経済学では、コーポレート・ガバナンスを、経営者を規律づけるしくみと位置づけてきた。資金を提供する株主は、経営者に経営をゆだねているが、両者の間には情報の非対称性があり、必ずしも利害が一致しないことから、経営者が株主の利益に反するおそれがある。そのリスクを小さくするために、コーポレート・ガバナンスが必要になる。

日本では戦後、 によって、株主の分散が進まなかったが、バブル崩

## 政治・経済

壊後の1990年代に銀行が保有株を売却，代わって保有比率を高めた  が，株主の利益を意識した経営やコーポレート・ガバナンスを求めた。  による持株比率は，1998年には銀行を上回り，2013年度には3割程度にまで上昇している。

問1 文中の空欄  にあてはまる最も適切な語句を次のア～エの中から一つ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

- |          |            |
|----------|------------|
| ア 内部統制法  | イ 公益通報者保護法 |
| ウ 消費者契約法 | エ 内部告発推進法  |

問2 文中の空欄  にあてはまる最も適切な語句を次のア～エの中から一つ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

- |           |            |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|
| ア ISO9000 | イ ISO14000 | ウ ISO20000 | エ ISO26000 |
|-----------|------------|------------|------------|

問3 文中の空欄  にあてはまる最も適切な語句を次のア～エの中から一つ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

- |            |            |
|------------|------------|
| ア シェアホルダー  | イ ストックホルダー |
| ウ ステークホルダー | エ MBAホルダー  |

問4 文中の空欄  にあてはまる最も適切な語句を次のア～エの中から一つ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

- |         |             |
|---------|-------------|
| ア 独占禁止法 | イ ディスクロージャー |
| ウ 敵対的買収 | エ 株式の持ち合い   |

問5 文中の空欄  にあてはまる最も適切な語句を次のア～エの中から一つ選び，その記号を解答欄にマークせよ。

- |          |         |
|----------|---------|
| ア 国内投資家  | イ 労働組合  |
| ウ 外国人投資家 | エ 女性投資家 |



問6 下線部(1)に関連して、以下の記述のうち誤っているものを次のア～エの中から一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 日本では、これまで大企業が中小企業を吸収し、子会社化するケースが多かった。
- イ 日本では、市場競争での生き残りをかけて、大企業同士が合併するケースが近年増加している。
- ウ 日本では、経営体質の強化のため、他の会社や事業の一部を取得したり、自社の不要な部分を売却するようなケースもみられている。
- エ 日本では、被買収企業の経営陣が同意していないにもかかわらず買収を試みる敵対的買収が企業買収全体の大部分を占めている。

問7 下線部(2)に関連して、以下の記述のうち誤っているものを次のア～エの中から一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 日本企業における CSR では、2000年代に入り、メセナ活動がそれ以前よりも積極的に展開されるようになってきている。
- イ 日本企業における CSR では、CSR 報告書や環境報告書などによってその成果が広く社会に示されている。
- ウ 日本企業における CSR では、東日本大震災のような有事の際においても寄付やボランティア活動を通して大きな成果が生まれている。
- エ 日本企業における CSR では、近年取引先の労働問題や人権問題が厳しく問われるようになってきている。

## 政治・経済

問 8 下線部(3)に関連して、以下の記述のうち誤っているものを次のア～エの中から一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア SRI とは、投資家が企業の財務状況による判断だけでなく、環境への対応や社会貢献活動を評価した上で投資することを意味する。

イ SRI とは、投資家が市場メカニズムを通して、自らの立場や権利を行使して、経営陣に対して持続可能な経営を求めていくことを意味する。

ウ SRI の歴史を遡ると、20世紀前半に教会が資産運用する際に、アルコールやタバコなどを扱う企業を投資先から外したことが起源とされている。

エ SRI の世界の市場規模を見てみると、日本はアメリカや欧州をしのぐ世界1位の市場規模を誇っている。

問 9 下線部(4)に関連して、以下の記述のうち誤っているものを次のア～エの中から一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 近年の日本のコーポレート・ガバナンスの議論においては、社外からの専門家を取締役として招聘する割合を減らし、社内の各事業部門長などの優秀な人材を積極的に取締役として登用することが重視されている。

イ 近年のコーポレート・ガバナンスの議論の高まりによって、機関投資家が経営者に対し、企業価値の向上や持続的成長をうながし、顧客や受益者に対する責任を果たすための原則である「スチュワードシップ・コード」が策定されている。

ウ 近年の日本のコーポレート・ガバナンスをめぐる議論では、適切な情報開示や透明性の確保という観点が重視されており、そこでは財務情報のみならず非財務情報の開示も含まれている。

エ 近年の日本のコーポレート・ガバナンスの議論の結果、企業価値を高めるために、上場企業に対して「コーポレート・ガバナンスコード」という指針が提示された。

〔Ⅲ〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

福祉国家の下では一般に、基本的人権の一つとして社会権(社会権的基本権)が規定されてきた。日本における社会権は、日本国憲法第  条に定められた生存権、第  条に定められた教育を受ける権利、そして第  条に定められた勤労の権利と第  条に定められた労働三権とを含む労働基本権として保障されている。

生存権とは、誰もが人間の尊厳にふさわしい生活を営む権利を指すが、これを規定する憲法条文をめぐる解釈はそれほど単純ではない。生存権の法的解釈をめぐる争われた代表的な訴訟に  <sup>(a)</sup> がある。これは、1957年に、国立岡山療養所の入所者の一人が生存権と生活保護の給付内容をめぐって起こした訴訟である。この訴訟は、国が全国民に対し保障する「健康で文化的な最低限度の生活」 <sup>(b)</sup> 水準とは何かを改めて問い直すものであった。

教育を受ける権利を具体化するしくみとして、日本では小学校6年間・中学校3年間の義務教育が制度化されている。また、教育を受ける権利を定めた憲法の本質にのっとり、教育の基本を確立しその振興を図るために教育基本法が定められている。この法は、日本の教育に関する基本を定めたものであり、<sup>(c)</sup>「教育の憲法」と呼ばれることもある。

労働基本権とは、労働者の社会的、経済的、政治的地位の向上をはかるために認められている権利である。このうち労働三権とは具体的に、(1)労働者が労働組合を結成したり加入したりする権利である 、(2)労働者が、労働条件等の改善のため、労働組合を通して使用者と交渉する権利である 、(3)労働組合が争議行為等の団体行動をする権利である  <sup>(d)</sup> を含むものである。

問1 文中の空欄  ～  にあてはまる最も適切な数字を、次の選択肢ア～コから一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|
| ア 1  | イ 9  | ウ 10 | エ 11 | オ 25 |
| カ 26 | キ 27 | ク 28 | ケ 40 | コ 41 |

## 政治・経済

問2 文中の空欄  ～  にあてはまる最も適切な語句を、次の語群ア～コから一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 掘木訴訟      イ 林訴訟      ウ 朝日訴訟      エ 組合加入権  
オ 組合結成権      カ 団結権      キ 待遇交渉権      ク 団体交渉権  
ケ 団体行動権      コ 争議団体権

問3 文中の下線部(a)に関連して次の問いに答えよ。

生存権に関する代表的な法的解釈としてはプログラム規定説と法的権利説を挙げることができる。これらの解釈に関する記述として誤っているものを、次の選択肢ア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。すべて正しい場合は、「オ」をマークせよ。

- ア プログラム規定説とは、憲法の生存権規定は国の努力目標や政策的方針を規定するものであり、個々の国民に対して具体的な権利内容を定めたものではないとする考え方である。
- イ 法的権利説とは、憲法の生存権規定は個々の国民に対して具体的な権利内容を定めたものであるとする考え方である。
- ウ プログラム規定説では、生存権の具体的な保障内容は、その時々<sup>の</sup>の財政事情等を鑑みて政府の裁量等に委ねられていると解される。
- エ 法的権利説では、憲法の生存権規定は単なる法的記述に過ぎず、裁判規範性を一切有しないと解される。

問4 文中の下線部(b)を表す最も適切な語句を、次の語群 a～e から一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- a ソーシャル・ミニマム      b シビル・ミニマム  
c ナショナル・ミニマム      d ソーシャル・セキュリティ  
e ナショナル・セキュリティ

問5 文中の下線部(c)に関連して次の問いに答えよ。

教育基本法は2006年に改定された。この改定に関する記述として誤っているものを、次の選択肢ア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。  
すべて正しい場合は、「オ」をマークせよ。

- ア 改定後は、法の前文等に「公共の精神」の尊重が新たに盛り込まれた。
- イ 改定後は、教育の機会均等に関連して、障害のある者が、その障害の状態に応じて十分な教育を受けられるよう、必要な支援を講じなければならないことが新たに定められた。
- ウ 改定後は、「伝統と文化」の尊重や「我が国と郷土を愛する」こと等が教育の目標として新たに盛り込まれた。
- エ 改定後は、家庭教育に関する条文が新設され、父母その他の保護者が子の教育についての第一義的責任を有することが明記された。

問6 文中の下線部(d)に関連して、労働者が使用者に対抗するための争議行為として誤っているものを、次の選択肢 a～e から二つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- a ストライキ
- b ロックアウト
- c サボタージュ
- d ホワイトカラー・エグゼンプション
- e ピケッティング

## 政治・経済

〔Ⅳ〕 次の文章は、平成25年度に農林水産省が発行した『食料・農業・農村白書』からの抜粋である。なお、文章は必要に応じて一部改変してある。これを読んで下記の問いに答えよ。

我が国の主食用米の1人当たりの消費量は、1962年をピークに、ほぼ一貫して減少傾向にあり、2012年度ではピーク時の半分程度となっている。また、主食用米の全国の需要量は、最近の傾向では毎年8万t程度ずつ減少しており、2012年7月から2013年6月までの1年間の需要量は781万tとなっている。米については、戦後の大幅な不足の下で増産政策が取られたが、昭和40年代、50年代に豊作が続いたこと(a)で余剰が生じた。そのため、生産を抑えることが急務となり、1971年度から生産調整が本格的に開始された。生産調整の開始当初は、単純な休耕にも支援されるなど、(b)主食用米の生産抑制を主眼とした対策が行われた。

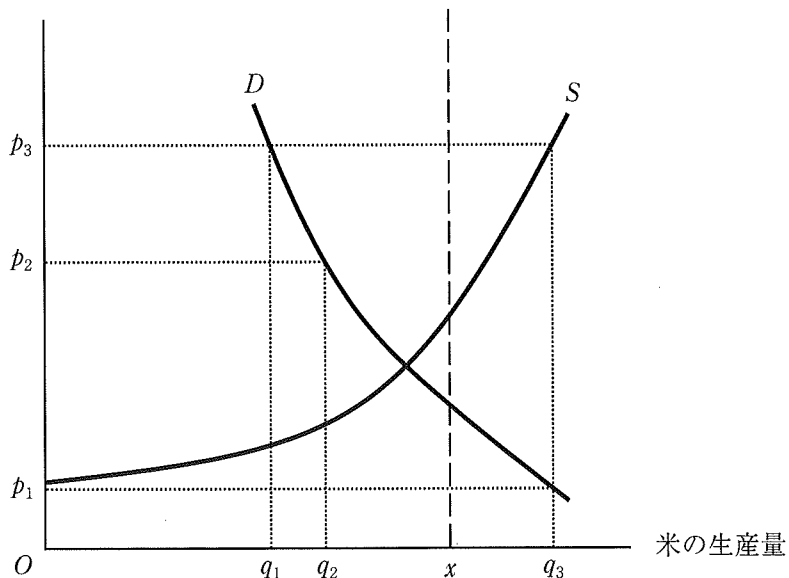
しかしながら、近年においては、水田という我が国の貴重な生産装置を有効活用していくなどの観点から、需要に即した主食用米の生産を進めるとともに、非主食用米である加工用米、米粉用米及び飼料用米、また、現状では大半を輸入に(c)頼っている大豆や小麦等をバランスよく生産していくことが重要となっている。

問1 下線部(a)について、1942年に導入された食糧管理制度の説明として、以下の文章が正しくなるように空欄  ~  に最も適切な記号を、選択肢ア～ウからそれぞれ一つ選び、解答欄にマークせよ。

下図の  $D$  と  $S$  はそれぞれ国産米の需要曲線と供給曲線を表している。政府介入がない場合には市場に供給される米の価格と供給量は  $D$  と  $S$  の交点で決まる。一方、食糧管理制度では政府が米の市場価格や流通量を直接管理する。この制度では、農家が十分な収入を確保できるように、政府は米を一旦、価格  で買い上げる。このとき、米の生産量は  となり、政府介入がない場合の均衡生産量よりも多くなる。また、消費者が安定した生活を送れるように、政府は買取った米を価格  で市場に流通させる。このとき市場での需要量は  となり、 だけ超過供給が起こるが、これは政府備蓄として在庫になる。

- |                  |               |               |
|------------------|---------------|---------------|
| 1. ア $p_1$       | イ $p_2$       | ウ $p_3$       |
| 2. ア $q_1$       | イ $q_2$       | ウ $q_3$       |
| 3. ア $p_1$       | イ $p_2$       | ウ $p_3$       |
| 4. ア $q_1$       | イ $q_2$       | ウ $q_3$       |
| 5. ア $q_2 - q_1$ | イ $q_3 - q_1$ | ウ $q_3 - q_2$ |

米の価格



## 政治・経済

問2 下線部(b)の生産調整では、政府は減反政策を通じて市場での米の供給量が問1の図の $x$ を超えないように生産量を調整する。この時、米の供給曲線は、生産量が $x$ よりも小さい範囲では $S$ と同一であるが、 $x$ に達したところで垂直線となる。この状況で、もし政府が農家から米を買い上げる価格と、市場に流通させる価格を変化させないとすれば、生産調整がない場合と比べて政府の負担額はどれだけ減少するか。次の選択肢ア～カから最も適切な記号を一つ選び、解答欄にマークせよ。

- |                  |                  |                  |
|------------------|------------------|------------------|
| ア $p_3(x - q_2)$ | イ $p_3(x - q_1)$ | ウ $p_3(q_3 - x)$ |
| エ $p_2(x - q_2)$ | オ $p_2(x - q_1)$ | カ $p_2(q_3 - x)$ |



問3 下線部(c)に関して、現在、日本では大豆の輸入には関税等の規制はかけられておらず輸入が自由化されている。この場合の国内の大豆市場の説明として、以下の文章が正しくなるように空欄  ~  に、次の選択肢ア～クから最も適切な記号をそれぞれ一つ選び、解答欄にマークせよ。なお、同じ記号を複数回選択しても良い。

下図において、 $D$  は国内の大豆の需要曲線を表し、 $S$  は国内の大豆農家の供給曲線を表している。また、国内外で大豆の品質に差異はないものとし、大豆の国際価格は  $p_1$  で与えられているとする。もし、国内の大豆農家を保護するため、政府が大豆の輸入を禁止した場合、大豆の国内価格は  ，生産量は  となる。一方、自由貿易を行った場合、国際的な大豆の供給能力が国内の需要規模に対して十分に大きければ、大豆の国内価格は  ，流通量は  となる。ここで、国内農家の生産量は  ，輸入量は  である。

- |         |               |               |               |
|---------|---------------|---------------|---------------|
| ア $p_1$ | イ $p_2$       | ウ $q_1$       | エ $q_2$       |
| オ $q_3$ | カ $q_2 - q_1$ | キ $q_3 - q_1$ | ク $q_3 - q_2$ |

